令和4年度美郷町商工業災害復旧サポート事業補助金

自然災害により被害を受けた商工業者の事業再建を支援するため、被災した商工業者の災害復旧に要する費用に対し補助金を交付する。

対 象 者	・商工業者で町内に事業所を有する中小企業及び小規模事業者。※農林漁業者を除く ・自然災害による被害から復興するため、支援が必要と町長が認めた者 ・町税等を滞納していない者　　・暴力団関係者ではない者
補助対象 事業・経費	町内において行う事業活動の再開に不可欠な復旧事業とし、自然災害の被害を受けた施設及び設備を被災前の状態に戻す事業 【施設】 事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び修繕工事等に要する経費 【設備】 資産として計上する設備の修理・購入に要する経費 ＊ただし、資産として計上されない備品・什器のうち、パソコンなど電子機器等で業務専用で使用することが認められるものは対象とする。 ＊設備の購入は、新品又は中古品を問わず、復旧の対象と同一の数量及び用途とする。 ※対象経費の下限は１０万円。　※他の町補助事業と重複不可。国県補助金は対象経費から除く。 ※補助対象経費は、災害発生日まで遡及して申請可能。 ※原則、町内の商工業者からの購入および施工とする（特殊なものは除く）。
補助金額 （税抜）	①保険又は共済に加入している場合（復旧等費用－保険活用額－国県補助金）×３分の２以内　＊補助上限額　100万円 ②保険又は共済に加入していない場合（復旧等費用－国県補助金）×３分の１以内　＊補助上限額　50万円 ※補助金で復旧等を行った施設・設備について保険に加入すること。(小規模事業者は推奨) ※補助対象経費は税抜で、1,000円未満の端数は切り捨てる
必要書類	①補助金等交付申請書（様式第１号）　②事業計画書（様式第２号） ③罹災証明書又は被災証明書（＊被災状況が分かる写真などが必要　総務課で発行） ④復旧の費用とその内容がわかる書類（見積書、仕様書や図面、カタログ等の写し、建物にあっては設計図書（位置図、平面図等）） ⑤町税等完納確認書　⑥保険又は共済加入誓約書の写し（復旧施設分） ⑦保険等証書の写し（被災施設等分） ⑧町以外の補助金に係る交付決定通知書等の写し
申請受付	申請期間：令和5年2月20日から（令和５年３月３１日までに事業完了しない場合は連絡が必要） 受付場所：美郷町役場企画情報課、役場支所窓口（商工会会員は商工会本所・支所）
その他	補助の限度回数･･･１つの自然災害につき１回/年度とする。

（美郷町企画情報課　☎0982-66-3603）

令和4年度美郷町商工業災害復旧サポート事業補助金

・保険加入有り・無しの場合

被害額　200万円（税抜）

○保険有り
○県補助有り

保険額	県補助額 (2/3)	町補助額 (2/3)	自己負担
例）73万円給付の場合	県：84万6千円	町：28万2千円	14万2千円

○保険無し
○県補助有り

県補助金（2/3）	町補助金（1/2）	自己負担
例）保険金0円　県：133万3千円	町：33万3千円	33万4千円

○保険有り
○県補助無し

保険額	町補助額 (2/3)	自己負担
例）73万円給付の場合	町：84万6千円	42万4千円

○保険無し
○県補助無し

町補助額 (1/2)	自己負担
例）保険金0円　町：50万円	150万円